

山梨県公報

第千四百五十九号

平成十六年

三月十一日

木 曜 日

目次

保安林の指定の予定	一六五
保安林の指定の解除	一六五
道路の区域変更	一六五
道路の供用開始(三件)	一六六
建築基準法に基づく道路位置指定	一六六
変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧	一六七
収納代理金融機関の指定の一部改正	一六七
収納代理金融機関の指定	一六七
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一六七
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一六八
開発行為に関する工事の完了について	一六八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一六八
教育委員会	
山梨県立学校の副校長設置に関する規程	一六八
人事委員会	
第六十二回(平成十六年度)警察官A及び警察官B採用試験の実施	一六九
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一七六
遊技機の型式の検定	一八六
正 誤	
平成十六年二月二日付け第千四百四十八号中	一八八
平成十六年二月二十三日付け第千四百五十四号中	一八九

告 示

山梨県告示第百六号

山梨県告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

東山梨郡牧丘町隼字坂ノ上二四一八の五〇、二四一八の五四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び牧丘町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市芦安戸倉字野呂川入一六八五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金山大月線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大月市賑岡町浅利字シナギ一〇五番の三地 先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地从 まで	旧	三・七 一三・五	一〇〇九・九
大月市賑岡町浅利字シナギ一〇五番の三地 先から 大月市大月二丁目字下原一八五番の一地从 まで	新	三・七 一三・五	一〇〇九・九
大月市賑岡町浅利字シナギ一〇五番の三地 先から 大月市大月二丁目字下原一八四番の五地先 まで		八・一 四四・四	五六五・四

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
甲府玉穂中 道線		中巨摩郡玉穂町大字極楽寺字神 明一一一番の四地先から 中巨摩郡玉穂町大字極楽寺字北 河原二八四番の一地从先まで	一三五・四	平成十六年 三月十一日

山梨県告示第一百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

県道	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
箕輪須玉線		北巨摩郡高根町大字箕輪新町字 下原二八八番の一地从先から 北巨摩郡須玉町大字六平字片瀬 五一二七番の五地从先まで	四八〇・〇	平成十六年 三月十九日

山梨県告示第一百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	清里須玉線	北巨摩郡高根町大字浅川字中反 一五四五番の二地内	一一二・〇	平成十六年 三月二十二日

山梨県告示第一百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
中巨摩郡竜王町竜王字判家塚二二〇七番一
- 二 道路の幅員
四・七五メートル
- 三 道路の延長
十四・八〇メートル

山梨県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業松里地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年三月十二日から同年四月八日まで
- 三 縦覧場所
塩山市役所
- 四 異議申立期間
平成十六年四月九日から同年四月二十三日まで

山梨県告示第百十四号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

表中

株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目一番五号	甲府支店 甲府中央支店
-----------	-------------------	----------------

を削る。

山梨県告示第百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	住所	取扱事務の範囲	指定年月日
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目一番五号	歳入金及びびれい入金	平成十六年二月二十九日

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十六年三月一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 Crisis management of Japan
pan 日本危機管理
 - 2 代表者の氏名 新田勇介
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市酒折二丁目七番十七号
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は広く一般市民を対象として、治安の悪化が進む現代においても、安全

に安心してくらせるための知識あるいは、自分の身を守ることができるようにするための知識の情報収集・提供、勉強会、安全を守るための調査、相談、防犯グッズの販売などを通じて一般市民が安全にくらせるための地域環境、街づくりの実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十六年三月二日から同年五月一日まで

土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 組合の名称

富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合

二 事務所所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

三 施行地区

富士吉田市小明見字御伊勢山、雨坪及び丸の各一部

四 設立認可の年月日

平成二年十二月五日

五 変更後の事業施行期間

平成二年度から平成十六年度まで

六 変更認可の年月日

平成十六年二月二十七日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町中下条字柳田八五〇の一、八七七の三及び八七九の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区東池袋四丁目二十六番十号 株式会社ファミリーマート 代表取締役

社長 上田準一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年三月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町大下条字東側四一の一、四一の六、四一の八、四一の九、四一の一〇、四四の一、四四の二並びに同町中下条字冷田一八八二の一、一八八二の三及び一八八二の四

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県静岡市清水入船町十一番一号 鈴与商事株式会社 代表取締役社長 早川巖

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県立学校の副校長設置に関する規程を次のように定める。

平成十六年三月十一日

山梨県教育委員会

委員長 志村 洸

（趣旨） 山梨県立学校の副校長設置に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）第十二条の二に規定する副校長を置く学校の山梨県教育委員会の指定について定めるものとする。

（副校長を置く学校）

第二条 副校長を置く学校は、別表のとおりとする。

(この規程に関し必要な事項)
第三条 この規程の施行に関し必要な事項は、山梨県教育委員会教育長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

(副校長を置く学校を指定する告示の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 副校長を置く山梨県立学校の指定(昭和四十四年山梨県教育委員会告示第三号)

二 副校長を置く山梨県立学校の指定(昭和五十三年山梨県教育委員会告示第四号)

三 副校長を置く山梨県立学校の指定(昭和五十六年山梨県教育委員会告示第一号)

別表(第一条関係)

名	称
山梨県立甲府工業高等学校	
山梨県立中央高等学校	
山梨県立ひばりが丘高等学校	

人事委員会

第六十二回(平成十六年度)警察官A及び警察官B採用試験の実施

第六十二回(平成十六年度)警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成十六年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
警察官A（男性）	16名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
警察官A（女性）	1名程度	
警察官B（男性）	12名程度	
警察官B（女性）	1名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

① 年齢及び性別

試験職種	年齢及び性別
警察官A（男性）	昭和49年4月2日以降に生まれた男性
警察官A（女性）	昭和49年4月2日以降に生まれた女性
警察官B（男性）	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男性
警察官B（女性）	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女性

② 勤務可能日

平成16年10月1日

③ 学歴

【警察官A（男性）及び警察官A（女性）】

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成16年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

【警察官B（男性）及び警察官B（女性）】

次の者を除く。

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成16年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成17年3月に高等学校等を新規に卒業する者は受験できないものとする。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) その他

警察官A及び警察官Bは、重複して受験できないものとする。

3 受付期間

平成16年3月29日（月）から平成16年4月28日（水）まで

（郵送の場合は、平成16年4月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 試験の日及び場所

(1) 第1次試験

平成16年5月16日（日）（受付時間は、午前8時40分から午前9時まで）

山梨学院大学（甲府市酒折二丁目4-5）

(2) 第2次試験

区 分	試 験 日	場 所
第 1 回	平成16年6月2日（水）	甲府市及び中巨摩郡 （第1次試験合格通知書で指定する。）
第 2 回	平成16年6月28日（月）	
	平成16年6月29日（火） のうち指定する一日	

5 試験の方法

(1) 第1次試験

区 分	内 容
教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能に ついて、警察官Aについては大学で、警察官 Bについては高等学校で履修した程度の試験 を行う。択一式により50題出題する。 (出題分野) 社会・人文・自然・ 判断推理・数的処理・ 文章理解・資料解釈等
論 文 (90分)	【警察官Aのみ実施する】警察官として必要な理解力、思考力、構成 力、表現力等について文章による試験を行う。
作 文 (60分)	【警察官Bのみ実施する】警察官として必要な構成力、表現力等に ついて文章による試験を行う。
受験資格等調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

※ 論文、作文は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するため、第1次試験合格者
のみ採点する。

第1次試験日に論文、作文を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄した
ものとみなし、第1次試験は不合格とする。

(2) 第2次試験

区 分	内 容
第 1 回	身体・体力検査 職務遂行上必要な身体的・体力的条件を満たすか否かを検査 する。(検査項目別掲)
	適 性 検 査 警察官として必要な素質や適性について検査を行う。
第 2 回	面 接 試 験 個別面接により、人物について面接試験を行う。
	身 体 検 査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患、その他の疾病の有無及び職務 遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による 検査を行う。(検査項目別掲)

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 身体・体力検査項目

検査項目		基 準	
		警察官A(男性)及び警察官B(男性)	警察官A(女性)及び警察官B(女性)
身 体 検 査	身長	160cm以上であること。	155cm以上であること。
	体重	47kg以上であること。	43kg以上であること。
	胸囲	78cm以上であること。	
	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	正常であること。	
	聴力	正常であること。	
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。		
体力検査		敏しょう性、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性等について検査する。	

※第2次試験(第1回)においては、関節及び五指の運動並びに体力について検査し、その他の項目については第2次試験(第2回)の身体検査において検査する。なお、コンタクトレンズを使用している者は、視力検査にあたり保管ケースを持参すること。

6 合格者の発表

第1次試験合格者	5月21日(金) 午後3時 【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者	7月30日(金) 午後3時 【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第2次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。

※上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に掲載する(掲載期間は、掲載後14日間。発表当日は回線が混み合う可能性がある)が、電話での問い合わせについては、応じていない。

なお、各合格発表日時【予定】が変更になった場合は、山梨県庁の掲示板及び山梨県ホームページで告知する。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へ来ること。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不 合 格 者	総合得点及び順位	合格発表日 から1月間	人事委員会事務局
第2次試験	受 験 者			

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に提示した者のうちから採用される。なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年である。

(2) 採用は、原則として平成16年10月以降である。

(3) 採用者は巡査に任命され、警察学校に入校して一定期間の初任教養を受けた後勤務につく。

9 給 与 等

(1) 給料月額（平成16年4月1日現在）

学 歴	大 学 卒	短期大学卒	高等学校卒
初 任 給	203,000円	185,900円	170,400円

(参考) 会社、官庁等の経歴のある者は、一定の基準で加算される。

(2) 諸 手 当

期末・勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件により支給される。

(3) 被 服 等

勤務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ等が支給される。

(4) 住 宅

各地域に独身寮や、職員住宅が整備されている。

☆ 受 験 手 続

申込方法と受験票交付	持参による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、山梨県警察本部警務課又は県内各警察署に提出すること。 受験票は申込みの際に確認のうえ交付する。
	郵送による場合	申込書及び受験票に必要事項を記入し捺印のうえ、受験票には50円切手をはり、宛て先を明記すること。封筒の表に「警察官A受験」又は「警察官B受験」と朱書きし、山梨県警察本部警務課あてに必ず書留郵便で送ること。受験票は5月7日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は問い合わせること。
	受験票が交付されたら、申込み前6か月以内に撮影した写真（タテ6cm、ヨコ5cm、上半身、脱帽正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日に必ず持参すること。受験票に写真をはっていない場合は受験できない。	

● 受付期間 平成16年3月29日（月）から平成16年4月28日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除くが、県内各警察署では土曜日及び日曜日でも受け付ける。）

● 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
（郵送の場合は、平成16年4月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

■ 試験に関する問い合わせ先 ■

- ・ 山梨県人事委員会事務局 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1821
- ・ 山梨県警察本部警務課 〒400-8586 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-235-2121(内線2632)
- ・ 山梨県内各警察署 0120-314874(フリーダイヤル)

■ そ の 他 ■

- (1) 試験当日、受付時間に受付場所へ遅れた者は受験できない。
- (2) 試験当日は、受験票、筆記具、鉛筆削り及び昼食を持参すること。
(なお、筆記具については、解答を機械で読み取るので、濃さはHBとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは不可。また、消しゴムも砂消しなど紙を破損する恐れのあるものは不可。)
- (3) 携帯電話等について、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めない。
- (4) 大学の構内には駐車できないので、電車、バス等を利用すること。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十六号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年三月十一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

別表第一中

一八八	中巨摩郡玉穂村下河東五二六番地の一先（町道相互の交わる十字路交差点）	山梨大学病院 東	五九・一〇・八 告示 第四七号
一八八	中巨摩郡玉穂町下河東五一八番地の一先（町道玉穂中央通り線（都市計画道路）と町道上三条上成島線（仮設道路）との丁字路交差点）	山梨大学病院 東	平成一六年三月一日 告示第一六号
四〇	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三四番地の一先（町道青柳横通り線と農道青柳大柵線との十字路交差点）	青柳二丁目東	平九・二二・一五 告示 第五八号
四〇	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三〇番地先（町道青柳横通り線と町道青柳長沢線との十字路交差点）	青柳二丁目東	平成一六年三月一日 告示第一六号

一一〇	南都留郡勝山村一、〇〇一番地先（県道鳴沢河口湖線と村道一三三線との十字路交差点）	勝山村役場入口	平八・二二・一九 告示 第六一号
一一〇	南都留郡富士河口湖町勝山一、〇〇一番地先（県道鳴沢富士河口湖線と村道一三三線との十字路交差点）	勝山ふれあいセンター入口	平成一六年三月一日 告示第一六号
一八	市道二十人三吉線（甲府市相生三丁目七番一〇号先（中橋プール）から甲府市相生三丁目六番二八号先（青柳方）まで（一七〇メートル）	車両 南から北へ 終日	甲府 四九・四・一 一六号
一八	市道二十人三吉線（甲府市相生三丁目七番一〇号先（中橋プール）から甲府市相生三丁目六番二二号先（浜田方西側）まで（九〇メートル）	車両 南から北へ 終日	甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号
四五八	県道甲府玉穂中道線（新山梨環状）	車両 車両進行 西から東へ 終日	南甲 平成一四年一月二五日 告示第七一号

二二二	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
二二三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側十字路交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
二二四	農道六八号線	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三四番地の二先(山忠木材北側十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
二二五	農道六八号線	中巨摩郡玉穂町成島一六五番地の一先(高橋地区公会堂南側十字路交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
二二六	市道新町小明見線	富士吉田市下吉田四、八三〇番地先(駐車場北側)	西進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	富士吉田	平成一六年三月一日 告示第一六号

に改める。
別表第六中

四五八	町道	南巨摩郡鵜沢町九八番地先(ファミリアート鵜沢北新店東側)	北進する車両	七時から九時及び一七時	鵜沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
-----	----	------------------------------	--------	-------------	----	---------------------

四五八	町道	南巨摩郡鵜沢町九八番地先(ファミリアート鵜沢北新店東側)	北進する車両	七時から九時及び一七時	鵜沢	平成一六年三月四日 告示第一四号
四五九	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
四六〇	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側十字路交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
四六一	農道六八号線	中巨摩郡玉穂町極楽寺三二二番地の一先(高橋地区公会堂南側十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
四六二	農道六八号線	中巨摩郡玉穂町成島一六六番地の一先(山忠木材北側十字路交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
四六三	市道新町小明見線	富士吉田市下吉田四、九二二番地先(山日YBS富士吉田支社南側)	東進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	富士吉田	平成一六年三月一日 告示第一六号
四六四	町道	南都留郡富士河口湖町船津五、二三八番地の一先(パチンコB M東側丁字路交差点)	南進する車両	終日	富士吉田	平成一六年三月一日 告示第一六号

に改める。

別表第七中

八六	市道荒川左岸 一号線	甲府市寿町九番一六号 先(荒川橋東詰)	南進する大型自動車、大型特殊自動車(マイク、バスを除く)	終日	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
----	---------------	------------------------	------------------------------	----	----	---------------------

を

八六	市道荒川左岸 一号線	甲府市寿町九番一六号 先(荒川橋東詰)	南進する大型自動車、大型特殊自動車(マイク、バスを除く)	終日	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
八七	市道田端一号線	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の一先(武藤敏明方西側)	南進する大型自動車、大型特殊自動車	終日	富士吉田	平成一六年三月一日 告示第一六号

に改める。

別表第十中

二五二	市道上石田	甲府市賣川本町一番二五号先 (小池紫郎方前)交差点		二	甲府	四九・四・一一 一六号
-----	-------	------------------------------	--	---	----	----------------

に改める。

別表第七中

二五二	市道南西一号線	甲府市上石田二丁目三九番二四号先(賣川小北東交差点)		一	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
五四七	県道甲府櫛形線	中巨摩郡白根町上今諏訪一、七四七番地先(矢崎孝方前)		三	小笠原	四九・四・一一 一六号

を

五四七	県道甲府南アルプス線	南アルプス市下今諏訪三九四番地先(下今諏訪交差点)		四	小笠原	平成一六年三月一日 告示第一六号
-----	------------	---------------------------	--	---	-----	---------------------

に

二、六〇二	村道	中巨摩郡玉穂村下河東五二六番地の一先(山梨医大東側)		三	南甲府	五六・七・二八 四一號
-------	----	----------------------------	--	---	-----	----------------

を

二、六〇二	町道玉穂中央通り線	中巨摩郡玉穂町下河東五一八番地の一先(山梨大学病院東交差点)		三	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	-----------	--------------------------------	--	---	-----	---------------------

に

三、一八八	国道五二号線	斐崎市竜岡町下条南割五九六番地の一先(割羽沢橋南詰)		一	斐崎	六〇・一一・一 二四七号
-------	--------	----------------------------	--	---	----	-----------------

を

部
区
間
(
側
道
)

五、〇一九	市道寿宝区画整理一〇号線	甲府市寿町二三番六号先(望月君夫方前)	一	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	--------------	---------------------	---	----	---------------------

五、〇一九	市道寿宝区画整理一〇号線	甲府市寿町二三番六号先(望月君夫方前)	一	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------	--------------	---------------------	---	----	---------------------

五、〇二〇	市道	甲府市酒折一丁目一〇番六号先(平賀方南側十字路交差点)	二	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	----	-----------------------------	---	----	---------------------

五、〇二二	市道二十人三吉線	甲府市相生三丁目六番二九号先(デニーズ甲府中央店南側丁字路交差点)	二	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	----------	-----------------------------------	---	----	---------------------

五、〇二二	県道敷島田富線	中巨摩郡竜王町篠原三、六〇〇番地先(竜王町役場前)	一	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	---------	---------------------------	---	-----	---------------------

五、〇二三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側十字路交差点)	一	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	----	----------------------------------	---	-----	---------------------

五、〇二四	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側十字路交差点)	一	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	----	--------------------------------	---	-----	---------------------

五、〇二五	町道	東八代郡石和町唐柏三四五番地先(石和西小学校北側丁字路交差点)	二	石和	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------	----	---------------------------------	---	----	---------------------

に
改
め
る。
別
表
第
十
四
中

三八八	市道二十人三吉線	甲府市相生三丁目六番一七号先(喜久)から甲府市相生三丁目六番二八号先(青柳甚南方)まで	一七五	車両二十	甲府	五一・一〇 三八号
三八九	市道二十人(B線)	甲府市相生一丁目二〇番三号先(住研)から甲府市相生一丁目一八番先(深沢電工有料駐車場)まで	一一〇	車両二十	甲府	五一・一〇 三八号

三八八	削除				甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
三八九	削除				甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号

一、四 四八	町道青柳長沢線	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三〇番地先(小林倉庫南西角交差点)から南巨摩郡増穂町長沢一、一七七番地の一先(町道との丁字路交差点)ま	一、四〇五	車両(原付けんを引を除く)	四〇	鯉沢 平九・九 ・一八 告示 第四五号
-----------	---------	--	-------	---------------	----	---------------------------------

を		に		を	
一、五 九八	市道二 十人三 吉線	一、五 九七	町道櫛 田大正 二号線	一、五 九七	町道青 柳長沢 線
甲府市相生三丁目 六番三〇号先(相 生交番前交差点) から甲府市相生一		西八代郡市川大門 町高田一七九番地 の一先(サウナ白 馬南側)から西八 代郡市川大門町高 田一七七番地の一 先(岸本はつ子方 東側)までの両側	西八代郡市川大門 町高田一七九番地 の一先(サウナ白 馬南側)から西八 代郡市川大門町高 田一七七番地の一 先(岸本はつ子方 東側)までの両側	南巨摩郡増穂町青 柳町二、三九五番 地の三先(ファミ リマート北側交 差点)から南巨摩 郡増穂町長沢一、 一七七番地の一先 (町道との丁字路 交差点)までの両 側	
一九〇		三三七	三三七	二、一七五	
けん引 を	けん引 を	けん引 を	けん引 を	けん引 を	けん引 を
四〇	四〇	三〇	三〇	四〇	四〇
甲府	甲府	市川	市川	市川	市川
平成一六年三月一日 告示第一	平成一六年三月一日 告示第一	平成一六年三月四日 告示第一	平成一六年三月四日 告示第一	平成一六年三月一日 告示第一	平成一六年三月一日 告示第一

を		に改める。		を		に改める。	
三、〇六〇	削除	三、〇六〇	別表第十六中	四四三	市道正 徳寺下 神内川 線	四四三	別表第十五中
市道 二十人 三吉線	甲府市相生三丁目七番四号長田 電業社駐車場東	市道二 十人三 吉線 市道荒 川左岸 一号線	甲府市相生三丁目六 番三〇号先(相生交 番前交差点)から甲 府市相生一丁目一八 番八号先(今川方西 側)までの両側	山梨市下神内川二〇 三番地先(下神内川 交差点)から山梨市 下神内川八八八番地 先(神徳橋東詰)ま での両側	山梨市下神内川二〇 三番地先(下神内川 交差点)から山梨市 下神内川八八八番地 先(神徳橋東詰)ま での両側	丁目一八番八号先 (今川方西側)ま での両側	除く。
		一九〇		六八〇	六八〇		
		車両	車両	車両	車両		
		終日	終日	終日	終日		
		甲府	甲府	日下	日下		
		平成一六年三月一日 告示第一	平成一六年三月一日 告示第一	平成一五年一月八日 告示第八	平成一五年一月八日 告示第八		六号

				一一日 告示第一六号
--	--	--	--	---------------

三、二二七	町道	南巨摩郡増穂町小林一、一〇七番地深沢やえの方北側	鵜沢	五四・一・二五 三号
-------	----	--------------------------	----	---------------

三、二二七	削除		鵜沢	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
-------	----	--	----	--------------------------

七、三六八	市道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二四四番地の一先(内田伝所有畑北側)	南甲府	六三・二・二九 六号
-------	----	------------------------------	-----	---------------

七、三六八	削除		南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
-------	----	--	-----	--------------------------

九、一一一	町道 青柳長 沢線	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三〇番地先(小林倉庫南西角交差点・南進車両)	鵜沢	平九・六・二六 告示 第三四号
-------	-----------------	-------------------------------------	----	-----------------------

九、一一一	削除		鵜沢	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
-------	----	--	----	--------------------------

九、五四七	町道	西八代郡三珠町大塚一、七二八番地先(渡辺実方西側・南進車両)	市川	平一〇・八・二 七 告示 第四〇号
-------	----	--------------------------------	----	----------------------------

九、五四七	町道	西八代郡市川大門町一、七二八番地先(渡辺実方西側・南進車両)	市川	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
-------	----	--------------------------------	----	--------------------------

九、六四九	町道	中巨摩郡敷島町大下条九一二番地の一先(窪田広成所有地東側・北進車両)	甲府	平一一・二・一 五 告示 第一〇号
-------	----	------------------------------------	----	----------------------------

九、六五〇	町道	中巨摩郡敷島町大下条一、〇七八番地の一先(堤鶴子所有地西側・南進車両)	甲府	平一一・二・一 五 告示 第一〇号
-------	----	-------------------------------------	----	----------------------------

九、六四九	削除		甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
九、六五〇	削除		甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号

一〇、四三二	市道	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南西角交差点・南進車両)	富士吉田	平成一四年七月 八日 告示第三四号
--------	----	------------------------------------	------	-------------------------

一〇、七二七	市道相生四号線	甲府市相生一丁目一六番二二三号先(二十人町児童公園南側・西進車両)	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七二六	市道二上人(B)線	甲府市相生三丁目六番二九号先(デニーズ甲府中央店南側・西進車両)	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七二五	市道二吉線	甲府市相生三丁目六番二二二号先(浜田方西側・北進車両)	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七二四	市道宮谷一号線	大月市富浜町宮谷五一〇番地の三先(中央自動車道北側丁字路交差点・南進車両)	大月	平成一六年三月四日 告示第一四号
一〇、七二四	市道宮谷一号線	大月市富浜町宮谷五一〇番地の三先(中央自動車道北側丁字路交差点・南進車両)	大月	平成一六年三月四日 告示第一四号
一〇、五二四	削除		南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、五二四	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二四八番地の一先(内田洋蘭方南側丁字路交差点南側・北進車両)	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、四三二	削除		富士吉田	平成一六年三月一日 告示第一六号

一〇、七二八	市道鎌田川大津線	甲府市大津町一、〇八八番地の一四先(アイメッセ山梨第三駐車場西側・南進車両)	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七二九	市道鎌田川大津線	甲府市大津町無番地先(鳴子橋東詰・北進車両)	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三〇	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側丁字路交差点南側・北進車両)	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三一	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側丁字路交差点北側・南進車両)	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三二	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側丁字路交差点南側・北進車両)	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側丁字路交差点北側・南進車両)	南甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三四	町道	西八代郡上九一色村古関一、〇六三番地先(尙坂本屋西側・西進車両)	市川	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三五	町道	東八代郡石和町唐柏四一六番地先(山梨教会東側丁字路交差点・北進車両)	石和	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三六	町道	東八代郡石和町唐柏三八四番地先(山梨教会東側丁字路交差点・南進車両)	石和	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三七	町道	東八代郡石和町唐柏四一七番地先(石和西小学校北西角丁字路交差点・北進車両)	石和	平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三八	町道	東八代郡石和町唐柏三四五番地	石和	平成一六年三月一日 告示第一六号

一〇、七四八	町道 米小 林	南巨摩郡増穂町小林八五二番地の 一先(法寿院西側丁字路交差	鵜沢	平成一六年三月 一一日
一〇、七四七	町道三 〇八〇 号線	中巨摩郡玉穂町下河東五二番 地の二先(帝京山梨看護専門学 校東側・北進車両)	南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四六	町道三 一五五 号線	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇三 八番地の一先(玉穂町有地東側 ・北進車両)	南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四五	町道	南都留郡富士河口湖町船津五、 二三八番地の一先(パチンコB M東側丁字路交差点・南進車両	富士吉 田	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四四	町道	東八代郡石和町小石和三九〇番 地先(高野電業社南側五差路交 差点・南進車両)	石和	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四三	町道	東八代郡石和町小石和四三八番 地の二先(五本辻屋西側五差路 交差点・北進車両)	石和	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四二	町道	東八代郡石和町小石和三五七番 地の四先(雨宮方東側五差路交 差点・北進車両)	石和	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四一	町道	東八代郡石和町小石和五二番地 先(石和西小学校南側丁字路交 差点・北進車両)	石和	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七四〇	町道	東八代郡石和町小石和八〇六番 地先(石和西小学校北東角十字 路交差点・南進車両)	石和	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七三九	町道	東八代郡石和町小石和八〇七番 地先(石和西小学校北東角十字 路交差点・北進車両)	石和	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
		先(石和西小学校北側丁字路交 差点・南進車両)		一一日 告示第一六号

一〇、七五九	二号线	南巨摩郡増穂町小林九〇一番地 の一先(法寿院南側十字路交差 点・南進車両)	鵜沢	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七五〇	町道最 勝寺小 林二号 線	南巨摩郡増穂町小林八七〇番地 の一先(法寿院南側十字路交差 点・北進車両)	鵜沢	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七五一	市道	大月市梁川町新倉三九番地の 一先(金畑橋北詰国道二〇号との 丁字路交差点・北進車両)	大月	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七五二	市道	大月市梁川町塩瀬五三一番地先 (桂川清流センター東側丁字路 交差点・北進車両)	大月	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
一〇、七五三	市道	大月市梁川町塩瀬五四〇番地先 (市道網ノ上塩瀬線との丁字路 交差点・南進車両)	大月	平成一六年三月 一一日 告示第一六号

に改める。
別表第十七中

一、二〇三	町道 青柳 長 沢 線	南巨摩郡増穂町 青柳町一、一三 〇番地先(小林 倉庫南西角交差 点)から南巨摩 郡増穂町長沢一 、一七七番地の 一先(町道との 丁字路交差点) までの両側	一四〇五	車両	終日	鵜沢 ・一八 告示 第四五号
-------	-------------------------	--	------	----	----	-------------------------

一、二〇三	町道青	南巨摩郡増穂町	二、一七五	車両	終日	鵜沢 平成一六
-------	-----	---------	-------	----	----	------------

柳長沢線	青柳町二、三九五番地の三先（ファミリマー）ト北側交差点）から南巨摩郡増穂町長沢一、一七七番地の一先（町道との丁字路交差点）までの両側					年三月一日 告示第一六号
------	--	--	--	--	--	-----------------

市道（都市計画道路）上阿原町寿町線	甲府市寿町三番一五号先（加藤忠方前）から甲府市相生一丁目一六番一三号先（飯豊橋北詰交差点）までの両側	五三六	車両	終日	甲府	平成一六年三月四日 告示第一四号
-------------------	--	-----	----	----	----	---------------------

市道（都市計画道路）上阿原町寿町線	甲府市相生三丁目六番三〇号先（相生交番前交差点）から甲府市相生三丁目六番二二号先（浜田方西側）までの両側	四〇	車両	終日	甲府	平成一六年三月一日 告示第一六号
-------------------	--	----	----	----	----	---------------------

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律昭和二十二年法律第百二十二号（第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年三月十日までとする。
平成十六年三月十一日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要		検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名 製造又は輸入業者名	
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	メンソー レ エマ 株式会社エマ	三四一〇四三
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	メンソー レ エマ 株式会社エマ	三四一〇一八
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	イッカク センキン ミヤビソ ノイチ 株式会社エマ	三四〇九六五
アビリティ株式会社 代表取締役	回胴式遊技機	マリンパ アビリティ	三四一〇三五

毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	1バーク リムゾン ファイアG 29	三共	〃
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二 丁目一番一八号	機 規則第六条第 一号ロ(別表 第三) 第三種特別電 動役物	CRマジ カルラン PR1W	奥村遊機 株式会社	三三二一〇一
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中昭和区鶴舞二 丁目一番一八号	機 規則第六条第 一号ロ(別表 第三) 第三種特別電 動役物	CRマジ カルラン PR15 X	奥村遊機 株式会社	三三二一〇四
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR純次 HR	マルホン 工業株式 会社	三〇一一五
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR純次 HR10	マルホン 工業株式 会社	三〇一〇九四

同 同 同 同 同 同 同 下 一 一 七 一 八 七	四三 上 終わりから七	平成十六年二月二日山梨県告示第三十四号(保安林の指定施業要件変更予定)	ページ	誤	正	動役物
			段			
同 同 同 同 同 同 同 下 一 一 七 一 八 七	四三 上 終わりから七	平成十六年二月二日山梨県告示第三十四号(保安林の指定施業要件変更予定)	ページ 段 行 誤 正	誤 正	動役物	
同 同 同 同 同 同 同 下 一 一 七 一 八 七	四三 上 終わりから七	平成十六年二月二日山梨県告示第三十四号(保安林の指定施業要件変更予定)	ページ 段 行 誤 正	誤 正	動役物	

次の森林については、主伐に係る伐採種は、折伐による。
 身延町大城字ザレ一七九五・字古谷城一八四九・一八五三の一・一八五四・一八六二・大島字長野六四八〇(以上六筆について、次の図の示す部分に限る)。
 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 定める所
 定める所
 農林水産省

主伐に係る伐採種は、定めない。
 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 定めるところ
 定めるところ
 農林省

平成十六年二月二十三日掲載の土地区画整理組合の事業計画の変更認可の公告中

九四

上

終わりから二行目と三行目の間に次のように加える。

五 変更後の事業施行期間

平成五年度から平成十六年度まで

同

上

終わりから二

五 変更認可の年月日

六 変更認可の年月日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番